

令和6年度 碧南市社会教育関係団体登録

受付期間

令和6年2月1日(木)～2月29日(木)
9時～17時

※ 休館日を除く (休館日は月曜日、祝日・休日の場合は翌平日)

受付場所

スポーツ系団体

碧南市臨海体育館 (電話 48-5311)

文化系・その他団体

碧南市文化会館 (電話 42-3511)



HEKINAN

※ 半額減免適用のためには利用申請(予約)の時点で社会教育関係団体に登録されていることが必要です。

ただし、4月1日時点で社会教育団体に登録されていない団体については、既に利用申請(予約)が完了していた場合でも、新年度利用分は、一般団体とみなし施設利用料の半額減免は適用されません。詳しくは、この冊子内の「施設利用上の注意」をお読みください。

令和6年度 碧南市社会教育団体登録を希望される方へ

必ずお読みください

碧南市教育委員会では、社会教育活動を積極的に推進するため、市内で活動し、社会教育の発展に寄与していただける団体を「社会教育関係団体」と認め、市による公共施設使用料の半額負担などを実施しています。

社会教育とは (社会教育法第2条 昭和24年法律第207号)

社会教育とは学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(スポーツ及びレクリエーションの活動を含む。)をいいます。

社会教育団体とは (社会教育法第10条 昭和24年法律第207号)

社会教育関係団体とは法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的のものをいいます。

社会教育関係団体登録の要件 (碧南市社会教育関係団体の登録に関する規程第2条)

社会教育関係団体として登録するには、社会教育法第10条で規定する団体であり、かつ以下の要件を満たす必要があります。(一次的要件)

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約を有すること。
- (3) 役員についての規定があること。
- (4) 自己財源を有し、かつ、経理が明確になされていること。
- (5) 団体の運営が確実になされていること。
- (6) 主たる活動の場所が市内であること。
- (7) 構成人員が10人以上であり、その過半数が市内に在住又は在勤の者であること。

以上に記されている要件とは別に、社会教育関係団体としての性格から、以下(A～H)に掲げる団体に関しては社会教育関係団体として登録することはできません。(二次的要件)

- A 営利を目的として事業を行う団体(塾・教室を含む)
例:会社、塾など
- B 会費とは別に月謝、授業料に類する金額を徴収している団体
例:カルチャー教室など
- C 学校
例:幼稚園、保育園及びその父母の会など
- D 団体及び活動に参加を希望するものが、正当な理由なく新たに加わることのできない団体
例:家族や親族のみで組織される団体、会社の親睦会(一般の人が参加できることが規約等に明示してある場合は除く)、複数の団体の上部団体(ただし、その個々の団体が社会教育関係団体であったり、主に社会教育活動を目的とする団体であったりする場合は除く)
- E 市で行う社会教育活動事業に協力できない団体
- F 活動実績が6ヶ月未満の団体
ただし、碧南文化協会、碧南市スポーツ協会、碧南市レクリエーション協会、碧南市スポーツ少年団に所属している団体、また市主催のスポーツ教室、文化教室から派生した団体については社会教育関係団体として登録できるものとする。
- G 公民館、体育館など市営の施設をほとんど使用しない団体
例:1年に1回のみの使用など、継続的に市営施設を使用しない団体
基準としては、1ヶ月に最低でも1回は使用すること。
- H その他社会教育関係団体としてふさわしくないと認められる団体

一次的要件、二次的要件をともに満たす団体についてのみ社会教育関係団体として登録することができます。

登録申請について

登録受付期間は 令和6年2月1日(木)～2月29日(木)(月曜日を除く)9時～17時です。

※ 減免適用のためには予約の時点で登録されている必要があります。

※ 月曜日が祝日・振替休日の場合は開館、翌平日が休館。

登録申請に関して、郵送やFAXや電子メールでの受付はしていません。

(1) 登録申請に必要な書類(これらが揃っていない場合受け付けることはできません。)

- ・ 令和6年度 社会教育関係団体登録申請書 (様式第1号)
- ・ 活動結果及び活動計画書 (様式第2号)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年度中の活動を中止した場合は、その旨を記載してください。

- ・ 会員名簿 (様式第3号)
- ・ 令和5年度 決算書 (様式第4号)
- ・ 令和6年度 予算書 (様式第5号)
- ・ 社会教育関係団体活動紹介記入用紙
- ・ 令和6年度 社会教育関係団体登録チェック表
- ・ 団体の規約(団体で作成、添付してください。)

(2) 口座振替について

使用料の支払いを口座振替にしている団体で、代表者、通帳(名義含む)が新しくなる場合、新たに口座振替納付依頼書を提出してください。また、古い通帳を解約してしまいますと、使用を終えた施設の利用料について口座振替がなされないこともありますのでご注意ください。(※注意 口座振替は、施設を利用した月の翌月末の引き落としとなっています。)

申請から登録の流れについて

1. 提出受付

→ 提出の際に、提出書類が揃っているか、決算書・予算書の金額が合っているか、等を確認します。

2. 書類詳細確認

→ 1を通過後、その他の事項について事務局で申請書等提出書類の確認をします。
(提出書類等に不備・不明な点があった場合、代表者に連絡をする場合があります。)

3. 登録完了のお知らせ

→ 登録が完了後、随時、登録完了のお知らせを各団体に送付します。

※提出受付から登録完了まで約1～2週間かかります。

登録の取り消しについて

登録された団体について、以下の場合は社会教育関係団体としての登録を取り消しすることがあります。

- (1) 後日登録の要件に反するものと判明した場合。
- (2) 施設の利用に際し、他人もしくは他団体に権利を貸与した場合。
- (3) 申請時に登録した団体の目的に則した利用と認められない事実が判明した場合。

施設利用上の注意

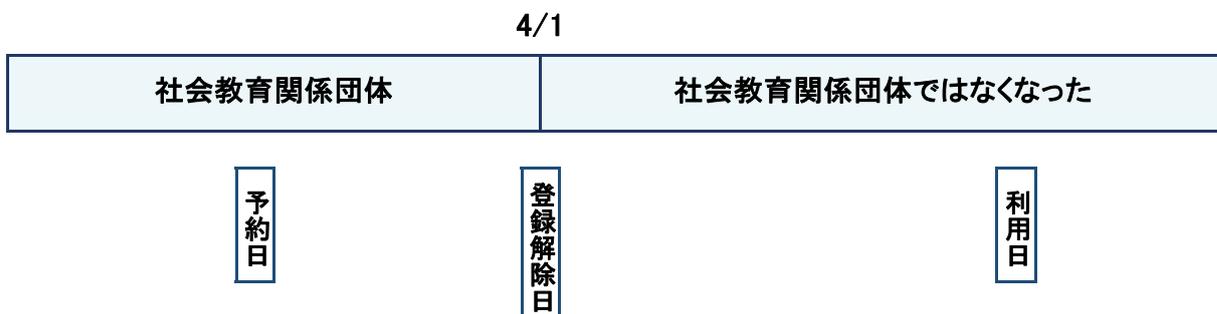
施設利用料は、社会教育団体に登録された日以後に利用申請(予約)したものについて、半額負担(半額減免適用)となります。

社会教育関係団体に登録された日以後の施設利用であっても、社会教育関係団体に登録される以前に利用申請(予約)された施設の使用料は半額減免が適用されません。ご注意ください。

例1-① 使用料が全額負担となる場合(新規登録団体)



例1-② 使用料が全額負担となる場合(前年度社会教育関係団体)



例2 使用料が半額負担となる場合



新規登録団体や当該年度途中で申請した団体の場合(上記の例1-①)、半額減免を適用するためには、登録日以降、予約を一旦キャンセルし、例2のように取り直すことが必要となります。

なお、社会教育関係団体ではなくなった場合(上記の例1-②)、登録解除日以前に施設予約した分(予約時は半額となっていたもの)であっても、施設利用日の時点において社会教育関係団体でない場合、使用料の半額減免は適用されず、全額負担となります。

令和6年度 社会教育関係団体登録申請書

令和 年 月 日

碧南市教育委員会 殿

代表者 住所 〒

フリガナ

氏名

電話 () -

生年月日 年 月 日

メールアドレス @

社会教育関係団体の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

(ふりがな)	
団 体 名	

冊子「へきなんのクラブ・サークル紹介」(窓口及びホームページにて周知)における貴団体の連絡先について、どちらかの に をご記入ください

- 代表者連絡先(氏名・電話番号)を記載
- 市役所(生涯学習課またはスポーツ課)窓口を通じて連絡する方法を記載

公共施設利用者登録番号	No.	前年度登録	有 ・ 無
-------------	-----	-------	-------

会 の 目 的	
---------	--

会 費	有 (円 / 年 ・ 月) ・ 無
-----	---------------------

役員名簿	役 職 名	氏 名	住 所	電 話

職員記入欄	①受付者	②書類確認		確認印	③公共システム		④団体紹介情報	
		可	否		入力者	入力日	入力者	入力日
		可	否			/		/

(規格A4)

※可か否か○をつけてください

様式第3号(第4条関係)

会員数 名

会 員 名 簿					
番号	氏 名	年 齢	※現住所 または 在勤先・学校名	電 話 番 号	市内在住 または 在勤等の方
1		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
2		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
3		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
4		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
5		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
6		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
7		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
8		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
9		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
10		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
11		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
12		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
13		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
14		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
15		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
16		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
17		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
18		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
19		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
20		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>

※ 市内在住の方は住所を、市外在住の方は 住所 または 勤務先・学校名 をご記入ください。

申請の内容(住所、勤務先等)について確認させていただく場合があります。

(規格A4)

令和5年度決算書

収入の部	
支出の部	
差引残高	

※ 次年度へ繰り越し
(次年度予算書の繰越金として計上してください)

収入の部		
科目	決算額	説明
計		

支出の部		
科目	決算額	説明
計		

令和6年度予算書

単位:円

収入の部		
科目	予算額	説明
計		

支出の部		
科目	予算額	説明
計		

碧南市社会教育関係団体活動紹介原稿について

市内で活動している社会教育関係団体について、その活動を広く紹介するため、団体一覧を掲載した冊子を作成します。つきましては、次の情報を掲載しますので、それぞれ記入してください。紹介冊子は作成次第、各公共施設に配置し閲覧ができるようにします。

社会教育関係団体活動紹介記入用紙

年 月 日

前年度登録 有 ・ 無

公共施設 利用者登録番号	No.								
ふりがな	-----								
団体名									
連絡先	フリガナ								
	氏名	※							
	住所	〒 -							
	電話	※							
	メールアドレス	※ @							
種目(内容)									
会費	有 (円 / 年 ・ 月) ・ 無								
活動場所									
主な活動日									
紹介文書 (90文字以内)									

※ 申請書において、代表者の連絡先の記載を希望された場合は、氏名、電話番号、メールアドレスのみを記載します。市役所窓口を通じての連絡する方法を希望された場合は、代表者の連絡先は冊子には記載しません。

令和6年度 社会教育関係団体登録チェック

次の項目の内容を読み、○、×でお答えください。(設問8は、活動期間を記入してください)
ひとつでも回答のない項目がある場合は社会教育関係団体として登録することはできませんのでご注意ください。

書類の提出先は、**文化系団体については碧南市文化会館(Tel.0566-42-3511)、スポーツ系団体については碧南市臨海体育館(Tel.0566-48-5311)**となっています。分類が不明な場合は碧南市文化会館に提出してください。

チェック項目	回答欄
1 営利を目的とする団体ではない。	
2 団体として、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙において特定の政党の候補者を支持する行動はとっていない。	
3 入会に特別な制限を設けていない。	
4 学校、保育園、幼稚園、または、それらの父母の会ではない。	
5 塾、またはカルチャー教室の形態をとっていない。また、団体の運営は講師ではなく会員によって行われている。	
6 団体の会員は10人以上で、かつ碧南市在住・在勤の者が過半数以上である。	
7 公民館、体育館など市営の施設を使って1ヶ月に1日以上活動をしているか？※区民館などは対象の施設ではない。 (目安は、1年に12回以上)	
8 団体が設立されてどのくらい経過しているか？ (*文化協会、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団に加盟しているか？ はい ・ いいえ)	年 月

※このチェック表は貴団体が社会教育関係団体としてふさわしいかを判断する上必要となる資料です。必ず記入してください。なお、登録にあたって、上記以外の質問もさせていただく場合があります。また、後日虚偽の申請があった場合、社会教育関係団体登録を取り消します。

<必要書類チェック表> 申請の際に確認して提出してください。

令和6年度 社会教育関係団体登録申請書 (様式第1号)		令和6年度 予算書 (様式第5号)	
活動結果及び活動計画書 (様式第2号)		社会教育関係団体活動紹介記入用紙	
会員名簿 (様式第3号)		令和6年度 社会教育関係団体登録チェック票	
令和5年度 決算書 (様式第4号)		団体規約 (各団体で作成、添付してください)	

提出年月日を記入してください。

令和6年度 社会教育団体登録申請

令和 年 月 日

碧南市教育委員会 殿

代表者の生年月日を忘れずに記入してください。

代表者 住所 〒447-0872 碧南市源氏神明町4番地

郵便番号の記入をお忘れなく!

フリガナ ヘキナン タロウ

氏名 碧南 太郎

押印 不要です

電話 090-0000-9999

生年月日 平成9年9月9日

団体名が会則の名称や利用者登録カードの登録名と異なっている場合があるので確認してください。

ふりがなは必ず振ってください。

Eメール tarou@marumaru.ne.jp

下記のとおり申請します。

(ふりがな) さーくる ヘキナン

団体名 サークル碧南

令和5年度社会教育関係団体に登録された団体は「有」に○、登録されていない団体は「無」に○を記入してください。

- 冊子「へきなんのクラブ・サークル紹介」(窓口及おける貴団体の連絡先について、どちらかの をご記入)
- 代表者連絡先(氏名・電話番号)を記載
 - 市役所(生涯学習課またはスポーツ課)窓口を通じて連絡する方法を記載

公共施設利用者登録番号 No. H 99999999

前年度登録 有 ・ 無

会の目的

- ・上のに✓した場合、冊子および碧南市ホームページに代表者の氏名・電話番号が記載されます
- ・下のに✓した場合、碧南市から代表者へ入会希望者の連絡先が通知されますので、連絡を取ってください

利用者登録時に付与された番号を記入してください。Hで始まる番号です

有 (2,000 円 / (年) ・ 月) ・ 無

役員名簿	氏名	住所	電話
副会長	◎◎ ◎◎		0566-41-3311
書記	△△ △	碧南市新川町※丁目※番地	0566-99-1111
会計	愛知 一郎	碧南市源氏神明町口番地	090-0000-0000

月額又は年額等を記入してください。会費がない場合は、「無」に続けて、財源の内容を記入してください。

職員記入欄	②書類確認	確認印	③公共システム		④団体紹介情報	
			入力者	入力日	入力者	入力日
	可 否			/		/

活動結果及び活動計画書					
令和5年度 活動結果			令和6年度 活動計画		
月日	活動内容	活動場所	月日	活動内容	活動場所
4/12	令和5年度 総会	文化会館	4.13	令和6年度 総会	文化会館
5/5	写生大会に参加	名古屋市	5月	新川公民館	新川公民館
6/12 ~6/18	作品展示会	文化会館	5/5	写生大会	名古屋市
7/8	定例役員会議		5/21	スケッチ旅行	岐阜県
8/28 ~8/29	研修旅行		7/18	定例役員会議	大浜公民館
9/24	臨時会議		8/19 ~8/20	研修旅行	新潟県
10月	文化祭総合美術展へ 作品出展	文化会館	10月	文化祭総合美術展へ 作品出展	文化会館
10月	棚尾公民館へ作品展示	棚尾公民館	10/10	臨時会議	農コミ
		三重県	10月	文化祭総合美術展へ 作品出展	文化会館
	洋画教室	ふれあい作業所	2月	ボランティア洋画教室 開催	ふれあい作業所
2/1	定例役員会	棚尾公民館	2/14	定例役員会	日進公民館
3/5	臨時会議	文化会館	3/14	臨時会議	中部公民館
毎週 土曜	絵画教室	各 公民館			各 公民館
毎週 木曜	創作活動	鷺塚公民館	毎週 木曜	創作活動	鷺塚公民館

活動内容は練習以外の活動についても、具体的に記入してください。

活動している場所、開催場所等を記入してください。

「毎週」「毎月」等のように、定期的な練習、活動をしている場合はこのように記入していただいても結構です。

主たる市内の活動場所は必ず記入してください。

様式第3号(第4条関係)

会員数 12名

番号	氏名	年齢	住所・学校名	連絡先電話番号	市内在住 または 在勤の方
1	碧南 太郎	18歳 以上 未満	碧南市源氏神明町〇〇番地	090- QQQQ-9999	<input checked="" type="checkbox"/>
2	〇〇 〇〇〇	18歳 以上 未満	豊橋市町田町●番地	0532- RR-9999	<input type="checkbox"/>
3	△△ △	18歳 以上 未満	碧南市新川町※丁目※番地	0566- 11-1111	<input checked="" type="checkbox"/>
4	×× ××	18歳 以上 未満	三河信用金庫 碧南支店	0566- 00-0000	<input checked="" type="checkbox"/>
5	●●● ●	18歳 以上 未満	碧南市植出町▲丁目×番地	0566- 22-2222	<input checked="" type="checkbox"/>
6	愛知 一郎	18歳 以上 未満	碧南市春日町※丁目※番地	0566- 33-3333	<input checked="" type="checkbox"/>
7	※※ ※※	18歳 以上 未満	碧南市天神町△丁目◎番地	0566- 44-4444	<input checked="" type="checkbox"/>
8	▼▼ ▼▼▼	18歳 以上 未満	碧南市神田町▽丁目〇〇番地	0566- 55-5555	<input checked="" type="checkbox"/>
9	□□ □□	18歳 以上 未満	碧南市役所	0566- 41-3311	<input checked="" type="checkbox"/>
10	▲▲▲ ▲	18歳 以上 未満	碧南市源氏神明町□番地	090- QQQQ-9999	<input checked="" type="checkbox"/>
11	〇〇〇 〇〇〇	18歳 以上 未満	名古屋市北区栄通 ××荘201	090- 8888-8888	<input type="checkbox"/>
12	■ ■ ■ ■	18歳 以上 未満	高浜市青木町□丁目●-×	090- 9999-9999	<input type="checkbox"/>
13		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
14		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
15		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
16		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
17		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
18		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
19		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>
20		18歳 以上 未満			<input type="checkbox"/>

構成員は10名以上で、
その過半数が市内在住・在勤
でなければなりません

員団体の会員数を必ず
記入してください。

簿

主たる構成員が
18歳未満の場合
でも、必ず、団体
を運営する方(指
導者、保護者等)
を会員に入れてく
ださい。

用紙が足りない場合は、
コピーをしてください。

碧南市内にお住まいの方、
および市内に在勤・在学の方
は□内に「✓」をしてくだ
さい

※ 市内在住の方は住所を、市外在住の方は 住所 または 勤務先・学校名 をご記入ください。

申請の内容(住所、勤務先等)について確認させていただく場合があります。

令和6年度予算書

収入の部		会費等団体を運営する上で得る収入を記入してください	単位:円
科目	予算額	説明	
会費	000,000 円	0,000円/年 × 12名	
補助金	0,000 円	市より、〇〇〇〇補助金として	
繰越金	000 円	前年度より	
		前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金と一致すること。	
計	000,000 円		

団体を運営する上で支出予定の費用の詳細を記入してください。
 予算ですので、「繰越金」という名称は使用しないでください。

支出の部			
科目	予算額	説明	
報償費	00,000 円	〇〇〇〇〇料として〇〇〇〇へ	
食糧費	0,000 円	〇〇〇〇〇〇〇〇賄い	
消耗品費	0,000 円	〇〇〇〇〇〇〇〇代始め〇〇件	
印刷製本費	00,000 円	〇〇〇〇〇〇〇〇代として	
役務費	00,000 円	〇〇〇〇〇〇〇〇代として	
通信運搬費	00,000 円	〇〇〇〇〇〇〇〇代として	
使用料及び賃借料	00,000 円	〇〇〇〇〇〇〇〇借上げ料	
その他	000 円	〇〇〇〇〇〇〇	
		「収入」と「支出」は必ず一致するようにしてください。	
計	000,000 円		

碧南市社会教育関係団体活動紹介原稿について

市内で活動している社会教育関係団体について、その活動を広く紹介するため、団体一覧を掲載した冊子を作成します。つきましては、次の情報を掲載しますので、それぞれ記入してください。紹介冊子は作成次第、各公共施設に配置し閲覧ができるようにします。

社会教育関係団体活動紹介記入用紙

令和6年2月22日

前年度登録 有 ・ 無

公共施設利用者登録番号	No. H 9999999	
ふりがな	さーくるへきなん	
団体名	サークル 碧南	
連絡先	フリガナ	ヘキナン タロウ
	氏名	※ 碧南 太郎
	住所	〒447-0872 碧南市源氏神明町4番地
	電話	※ 090-QQQQ-9999
	メールアドレス	※ tarou@marumaru.net
種目(内容)	洋画の作品作成・修練	
会費	<input checked="" type="radio"/> 有 (2,000 円 / <input checked="" type="radio"/> 年 ・ 月) ・ <input type="radio"/> 無	
活動場所	市内各公民館 及び 市民プラザ	
主な活動日	毎週 木・土曜日	
紹介文書 (90文字以内)		

月額、年額等を明示してください。

スペースの都合上、やむを得ず省略・文面の変更をさせていただくことがあります。ご了承ください。

団体のPRをしてください。

※ 申請書において、代表者の連絡先の記載を希望された場合は、氏名、電話番号、メールアドレスのみを記載します。市役所窓口を通じての連絡する方法を希望された場合は、代表者の連絡先は冊子には記載しません。

令和6年度 社会教育関係団体登録チェック

次の項目の内容を読み、○、×でお答えください。(設問8は、活動期間を記入してください)
ひとつでも回答のない項目がある場合は社会教育関係団体として登録することはできませんのでご注意ください。

書類の提出先は、**文化系団体については碧南市文化会館(Tel.0566-42-3511)、スポーツ系団体については碧南市臨海体育館(Tel.0566-48-5311)**となっています。分類が不明な場合は碧南市文化会館

こちらについて、全ての回答が○でなければ、登録することはできません。

		回答欄
1	営利を目的とする団体ではない。	○
2	団体として、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙において特定の政党の候補者を支持する行動はとっていない。	○
3	入会に特別な制限を設けていない。	○
4	学校、保育園、幼稚園、または、それらの	○
5	塾、またはカルチャー教室の形態をとつ	○
6	団体の会員は10人以上で、かつ碧南市	○
7	公民館、体育館など市営の施設を使って1ヶ月は	○
8	団体が設立されてどのくらい経過しているか? (*文化協会、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団 に加盟しているか? はい・ いいえ)	1年 10ヶ月

年に1回しか公共施設を使用しないなど、極端な場合はお断りしています。最低でも月に1回程度は使用する団体である必要があります。

※このチェック表は貴団体が社会教育関係団体として登録申請をする上必要となる資料です。必ず記入してください。な...
結成されて半年以下の団体は登録できません。ただし、市主催の教室や、文化協会、ス...
があります。また、後日虚偽の申請...
スポーツ協会、レクリエーション協会、スポー...
スポーツ少年団に所属している団体は半年以下で...
を取り消します。

<必要書類チェック表> 申請の際

令和6年度 社会教育関係団体登録申請書 (様式第1号)	✓	令和6年度 予算書 (様式第5号)	✓
活動結果及び活動計画書 (様式第2号)	✓	社会教育関係団体活動紹介記入用紙	✓
会員名簿 (様式第3号)	✓	令和6年度 社会教育関係団体登録チェック票	✓
令和5年度 決算書 (様式第4号)	✓	団体規約 (各団体で作成、添付してください)	✓